

## 第7章 基金における不服審査制度

### 第1 不服申立制度

行政庁の違法又は不当な処分等に関し、簡易迅速（かつ公正）な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、行服法その他の法律は、国民に対して処分庁その他の行政機関に対して不服申立てができることを定めています（行服法第1条第1項ほか）。

地方公務員災害補償制度においても、公務上外の認定、通勤災害該当・非該当の認定、各種補償の支給・不支給の決定、補償の受給権者の決定等支部長が行う補償に関する決定（福祉事業に関する決定を除く。）については、不服申立てができることとされています（法第51条）。

行政不服申立てと行政事件訴訟は、国民の権利利益の救済を図ることを目的とすることにおいて共通しますが、前者が行政権の作用として、後者が不服を裁判所に訴える司法権の作用として行われるという制度上の差異があります。この両者の関係については、原則として、行政庁の処分に不服があるときは、当該処分について行政不服申立てをすることができる場合であっても、直ちに取消訴訟を提起できることとされています。しかし、法律に不服申立てを前置すべき旨が規定されているときは、これに従わなければなりません（行訴法第8条第1項ただし書）。このような規定を定めている法律は多く、地方公務員災害補償法もその例に当たります。

また、この制度は、被災職員の権利の救済を迅速かつ公正に行うことを目的とした制度ですので、この事務に従事する職員は、法の趣旨を尊重し迅速な処理に努めなければならないと、また、審理関係人は、審理を迅速に行うとの認識を共有し、相互に協力しなければならないと（行服法第28条）。

### 第2 支部審査会に対する審査請求

平成26年6月13日に公布された行政不服審査法（行服法）では、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続の導入等が行われ、平成28年4月1日から施行されました。

本章における説明は、特に断りのない限り、改正後の行服法に基づくものです。

改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく本章の内容については、「災害補償の手引」（平成26年12月）307頁以降をご覧ください。

#### 1 基金における不服申立て

地方公務員災害補償制度（以下「公務災害補償制度」という。）では、支部長（処分庁）が行う補償に関する決定については、法により、支部に設置された「支部審査会」に対して審査請求をすることができ、基金本部に設置された審査会（以下「本部審査会」という。）に対しては、再審査請求をすることができるという二審構造が採られています（法第51条、52条）。

したがって、支部長が行った公務外認定処分等について不服がある場合には、まず、処分をした当該支部の支部審査会に対して「審査請求」をすることになり、その裁決に対してなお不服がある場合に、本部審査会に対して「再審査請求」をすることになります。

なお、審査請求人は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、本部審査会に対して再審査請求をすることができます。この場合、支部審査会は審査請求を棄却したものとみなされるため、裁決は行われません。一方、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、この場合、審査請求を棄却したものとみなされないため、支部審査会における審査が継続されます。

## 2 支部審査会の機構

支部審査会の組織は、次のとおりです（法第51条第2項、第52条、第55条）。

### (1) 委員

支部審査会は、委員3人をもって組織され、当該委員は、学識経験を有する者（医師、法律家及び行政経験者）のうちから、支部長が委嘱します。任期は3年、再任は可、会長は委員の互選により決定されます（法第55条第3項、第53条第3項、第4項、第5項）。

### (2) 参与

支部審査会に対し、事案の審理に際して意見を述べ、意見書を提出することができる者として、①地方公共団体の当局又は地方独立行政法人を代表する者、②職員を代表する者の、それぞれ各2人をあらかじめ支部長が参与として指名します（業務規程第55条第1項、第2項）。

なお、参与に指名された者の任期は、指名の日から2年（補欠の場合においては、残余の期間）を経過した後において、新たに支部審査会参与が指名されるまでとされています（業務規程第55条第2項、第52条第2項）。

### (3) 書記

支部審査会には、会長の指揮を受けて庶務を整理する書記が設置され、支部長が任免します（定款第19条）。

## 3 支部審査会における審査請求の対象

支部審査会に審査請求をすることができる処分は、支部長が行った補償に関する決定とされています（法第51条第2項）。この「補償に関する決定」とは、具体的には、公務上外の認定、通勤災害該当・非該当の認定、各種補償の支給・不支給の決定、補償受給権者の決定等を指します。

そして、「補償」とは、具体的には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）、介護補償、遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金）及び葬祭補償とされています（法第25条第1項）。

「補償に関する決定」を列挙すると、次のとおりです。

### (1) 公務上外の認定、通勤災害該当・非該当の認定

発生した災害が公務上又は通勤災害によるものであるか否かの認定は、補償を受ける権利の有無についての基本的行為であり、当該処分に不服があれば、審査請求の対象になることはいうまでもありません。

### (2) 補償請求に対する不支給処分の例

- ア 療養補償について、その療養が所定の療養の範囲外又は療養として認められないとされた処分
- イ 休業補償について、その休業が療養のため勤務できない場合に当たらないとされた処分
- ウ 障害補償について、残存障害が規則別表第3に定める程度の障害とは認められないとされた処分
- エ 傷病補償年金、遺族補償一時金、葬祭補償について、受給要件に該当しないとされた処分
- オ 補償の受給権者が死亡した場合における未支給の補償の受給権の承継について、請求者が当該補償の受給権者とは認められないとされた処分
- カ 補償の受給権者が行う補償の支給決定の請求権について、消滅時効が完成したとしてされた処分

(3) 補償金額等の決定処分の例

- ア 平均給与額の算定に不服がある処分
- イ 障害補償における障害等級の決定に不服がある処分
- ウ 休業補償又は障害補償について補償制限のある処分
- エ 特殊公務に従事する職員の特例に基づく請求にもかかわらず、当該特例が適用されることなくされた障害補償又は遺族補償の処分

(4) 療養補償及び休業補償の不支給処分の例

公務上又は通勤災害該当と認定された傷病に対する療養補償及び休業補償について、治ゆしたとして不支給とされた処分について不服がある場合は、審査請求の対象となります。

(5) 傷病補償年金の決定に対する処分の例

傷病補償年金の決定について、傷病等級の決定、補償制限の適用、特殊公務に従事する職員の特例の不適用等により、処分について不服がある場合には、審査請求の対象となります。

(6) 傷病補償年金及び障害補償年金の変更又は打ち切り処分の例

- ア 傷病補償年金に係る傷病の程度が当該傷病等級より下位の等級に変更された場合又は傷病等級に非該当とされた処分
- イ 障害補償年金に係る障害の程度が当該障害等級より下位の等級に変更された処分

(7) 治ゆ認定通知は、補償に関する決定ではありませんので、審査請求の対象とはなりません。

(8) 福祉事業に関する決定は、審査請求の対象ではありません。支部長に対する「不服の申出」の対象として、福祉事業についての各通知書の欄外にその旨が教示されています。

このことについては、321 ページに説明があります。

(9) また、急性症状に限った認定については、具体的な補償の額や範囲等が確定するものではなく、審査請求人に対する不利益処分に当たらないため、審査請求をすることができません（この場合、例えば、療養補償の不支給決定処分がなされた際に、当該不支給決定処分に対して審査請求を行うことが考えられます。）。

#### 4 審査請求人

審査請求ができる者は、支部長が行った補償に関する決定に不服がある者、すなわち、支部長が行った処分が違法又は不当であるため、直接自己の権利・利益が侵害されたとして、その処分に不服があり、かつ、審査請求をすることで直接利益を得る者です。

具体的には、被災職員が生存していれば、本人が、被災職員が死亡した場合は、遺族補償については特定の遺族が、葬祭補償については葬祭を行った者が審査請求人として当事者適格を有することに

なります。

審査請求は、審査請求人の代理人も行うことができ、代理人は当該審査請求に関する一切の行為（ただし、取下げについては特別の委任が必要）についてすることができます（行服法第12条）が、審査請求に関する行為のうちの一部に限って代理人に権限を与えることはできません。

代理人の数について特に制限はありませんが、代理人が多数に及ぶ場合には、特定の者を代表者として選任しておくことをお願いしています。

## 5 審査請求の手続

### (1) 審査請求の方式

審査請求は、行服法第19条で定められた所定の事項を記載した正・副2通の審査請求書（それぞれ押印したもの）を提出しなければなりません。なお、口頭による審査請求は、法律又は条例に口頭であることができる旨の定めがある場合に認められ（行服法第19条第1項）、公務災害補償制度においては、認められていません。

### (2) 審査請求書の記載事項

審査請求書には、次の事項を記載しなければなりません（行服法第19条）。

#### ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

住所又は居所には郵便番号、電話番号（連絡先）、住居表示による住所又は居所を正確に記載します。

なお、代理人により審査請求をするときは、代理人の氏名、住所又は居所及び連絡先を記載しなければなりません。その場合には、別に審査請求人からの委任状を添付する必要があります。

#### イ 審査請求に係る処分

支部長がした処分通知書にある、「〇〇〇処分」という表示欄の記載のうち、取消しを求める部分について、そのすべてを記載します。

なお、当該処分を明らかにするため、審査請求書には、支部長の処分通知書の写しの添付を依頼しています。

#### ウ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

支部長から処分通知書を受理した日になります。通常は、処分通知書が審査請求人の自宅に郵送された「配達の日」が、その日に当たります。

#### エ 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「地方公務員災害補償基金東京都支部長が平成〇年〇月〇日付けで〇〇に対して行った「〇〇〇〇」という処分を取り消すとの裁決を求める。」とするのが一般的です。

なお、支部審査会は、直接、新たな処分や処分の変更を内容とする裁決をすることができないことから、「〇〇処分を取り消し、〇〇処分と認定するとの裁決を求める」とか「〇〇補償を支給するとの裁決を求める」といった裁決を求めることはできません。

#### オ 審査請求の理由

審査請求の理由は、処分の取消しを求める理由であり、その記載内容も相当の量となる場合があります。このような場合には、審査請求書の理由欄に「別紙のとおり」として別書きにしてください。

審査請求の理由としては、①支部長が行った公務外認定処分、不支給決定処分等の判断の違法・不当性に対し、②審査請求人が公務上認定・支給決定されるべき理由を根拠により説明した

後、③「したがって、本件処分は違法・不当であるからその取消しを求める」と記載するのが一般的です。

#### カ 支部長（処分庁）の教示の有無及びその内容

教示とは、処分通知書における「この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金東京都支部審査会に対して審査請求をすることができます。」との記載をいい、この内容をそのまま審査請求書に記載します。

なお、審査請求書に処分通知書の写しを添付した場合には、「別添支部長の処分通知書（写し）記載のとおり教示がありました。」と記載します。

#### キ 審査請求の年月日

審査請求書を支部審査会に直接提出する場合は提出する日を、郵送する場合は当該郵便物を投函する日を記載します。

### (3) 押印

審査請求書には、審査請求人（代理人によって審査請求するときは代理人。ただし、この場合は、委任状の添付が必要となります。）が押印しなければなりません（行政不服審査法施行令第4条第2項）。

これは、当該審査請求書が、審査請求人あるいは代理人の意思に基づいて作成されたものであることを証明するためのものです。

### (4) 代理人

#### ア 代理人による審査請求

審査請求は、代理人によってすることができます（行服法第12条第1項）。

代理人は、審査請求人のために、「取下げ」を除く一切の行為をすることができます。審査請求の取下げについては、別に特別の委任を受けた場合に限りすることができますとされています（行服法第12条第2項）。

代理人によって審査請求をする場合は、その時点で、審査請求人名による委任状を添付しなければなりません。なお、当該委任状の委任年月日は、審査請求日と同日かそれより前の日付となります。

審査請求の途中で、審査請求人が代理人を解任した場合には、審査請求人は代理人解任届を支部審査会に提出しなければなりません（行政不服審査法施行令第3条第2項）。

### (5) 審査請求書等の様式

様式（縦書き、横書き、用紙等）は任意ですが、必ず行服法第19条で定める各要件の記載が必要です（審査請求書及び委任状の様式例はP.323～325を参照してください。）。

### (6) 添付書類等

審査請求書の添付書類として、前述の処分通知書（コピー（写し）。原本は不要）や代理人による場合の委任状などがあります。また、審査請求の理由を別紙に述べる場合には、理由書を添付します。

なお、認定請求時に提出した書類等については、支部審査会が支部長に提出を求めますが、審査請求人のみが所有する資料については、審査請求人の主張の理由を裏付けるものであれば、その写しを提出する必要があります。

### (7) 審査請求期間

#### ア 審査請求期間

審査請求は、支部長の処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません（行服法第18条第1項本文）。

なお、審査請求期間の満了日が日曜、祝祭日等、支部審査会が執務を行わない日に当たるときは、その翌日をもって満了するものと解されています（参照、民訴第95条・民法第142条）。

「処分があったことを知った日」とは、社会通念上、被処分者が当該処分を了知し得べき客観的状态になった日と解されています。通常は、支部長が配達証明付郵便により被処分者あてに処分通知書を送付しますので、配達された日が、その日に当たります。したがって、受領後放置したり返送したとしても、配達された日に処分があったことを知ったこととなります。

また、処分通知書が郵送された場合は、被処分者が不在であったとしても同居する家族などが郵便物を受領すれば、到達したこととなります。

#### イ 審査請求期間の例外

審査請求をしなかったことについて正当な理由があるときは、3か月を越えても審査請求ができます（行服法第18条第1項ただし書）。

また、これとは別に審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときはすることができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません（行服法第18条第2項ただし書）。

審査請求期間経過後に提出された場合であっても適法な審査請求とみなされる場合の「正当な理由」とは、審査請求期間内に審査請求を提起しなかったことについての社会通念上相当と認められる理由が必要です。例えば、行服法第82条に基づく教示がなされず、審査請求人が他の方法でも審査請求期間を知ることができなかつたような場合、あるいは誤って長期の審査請求期間が教示され、当該期間内に審査請求がされた場合などは、法定の審査請求期間を徒過したことの「正当な理由」になりますが、他方で法定の審査請求期間よりも短い審査請求期間を教示された場合には、その誤りをもって、法定の審査請求期間を徒過したことの正当な理由とはならないものとされます。

審査請求人の業務の繁忙、病気、出張などの事情は、上記の「正当な理由」には該当しないと考えられています。

#### ウ 郵送による審査請求

郵送による審査請求の場合は、発信主義が採用されていることから、郵送に要した日数は審査請求期間（3か月）に算入されません（行服法第18条第3項）。

したがって、審査請求書を投函した日（消印日）をもって「審査請求をした日」となります。特に、3か月満了日で発送する場合は、最寄りの郵便ポストに投函せず、郵便局の窓口に出し、発送を証明する方法をとっておくと発送日の証拠となります。

### (8) 審査手続の承継

審査請求人が死亡したときは、法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（相続人等）は、審査請求人の地位を承継します（行服法第15条第1項）。

### (9) 審査請求の取下げ

審査請求人は、支部審査会の裁決があるまでは、いつでも書面により審査請求を取り下げることができます（行服法第27条）。

この場合「裁決があるまで」とは、裁決書の謄本が送達されるまでをいいます。

## 6 審理手続

### (1) 形式要件の審査

審査請求書が提出されても、行服法で定める「審査請求書の記載事項」に不備がある場合（記名・押印、理由の欠落、あて先不明等）には、受理されないことがあります。

このような記載事項に不備がある場合には、支部審査会は、直ちに審査請求人に対して、補正を命じることとなります（行服法第23条）。審査請求人が命令に従って補正すれば、当該審査請求は適法なものとして受理されることとなります。

### (2) 本案の審理

審査請求が形式要件を具備し、適法と認められるときは、これを受理し、審査請求人（代理人）支部長、支部審査会委員及び参与に対して、受理の通知を行います。

#### ア 審査関係資料の収集及び検討

審査請求人の主張及びこれに対する支部長の主張を明らかにするため、書記は、提出された審査請求書、弁明書、反論書等のほか、会長の指示を受けて、必要に応じて関係資料の収集を行います。

##### ○弁明書

支部審査会は、審査請求書を適法なものとして受理後、支部長に対し、審査請求書（副本）を送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めるものとします（行服法第29条第2項）。

審査請求書（副本）の送付を受けた支部長から、支部審査会が定めた相当の期間内に弁明書の提出があったときは、その副本を審査請求人及び参加人に送付します（行服法第29条第5項）。

##### ○反論書

支部長から提出された弁明書（副本）に対し、審査請求人（参加人）は支部審査会が定めた相当の期間内に反論書（参加人の場合は「意見書」）を提出することができます（行服法第30条第1項及び第2項）。

反論書の提出があったときは、支部審査会は、その副本を参加人及び支部長（「意見書」については審査請求人及び支部長）に送付します。

都支部審査会の場合、同期間内に反論書又は意見書の提出がない場合には、反論書の提出がないものとして審理を進めることとしています。

なお、審査請求人から、支部審査会に、書面により反論書の提出期間の延長の申立てがあった場合には、当該期間と延長の理由が相当と判断される限り、必要な範囲での延長を承認しています。

##### ○再弁明書・再々弁明書及び再反論書・再々反論書

上記(2)と同様に反論書（副本）又は意見書の送付を受けた支部長から、再弁明書が提出された場合には、支部審査会は、その副本を審査請求人及び参加人に送付します。そして、上記(3)と同様に審査請求人（参加人）は、これに対し、再反論書（意見書）を提出することができます。以降も、同様に手続は、繰り返すこととなります。

#### イ 支部審査会による調査（証拠調）

##### ○法第60条の調査権

支部審査会は、審査のために必要があるときは、審査請求人又はその関係人に対して、一定の報告、文書又はその他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができることとされています（法第60条第1項）。

##### ○参考人による陳述又は鑑定

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、相当と認める者に、参考

人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができます（行服法第 34 条）。

#### ○物件の提出要求

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求め、留め置くことができます（行服法第 33 条）。

#### ○検証

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができます（行服法第 35 条）。

#### ○質問

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、質問することができます（行服法第 36 条）。

#### ○証拠書類等の提出

審査請求人又は参加人は、支部審査会に証拠書類又は証拠物を提出することができます（行服法第 32 条第 1 項）。

一方、支部長も、当該処分理由となった事実を証する書類その他の物件を支部審査会に提出することができます（行服法第 32 条第 2 項）。

#### ○証拠書類等の閲覧等

審査請求人又は参加人は、支部長から支部審査会に提出された書類その他の物件について閲覧、写し等の交付を求めることができます。この場合、支部審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができません（行服法第 38 条第 1 項）。

なお、本件でいう「閲覧請求権」は行服法によるものであり、情報公開制度とその根拠を異にするものです。

### ウ 口頭による意見陳述

審査請求の審理は、書面によりますが、審査請求人又は参加人による申立てがあったときは、支部審査会は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければなりません（行服法第 31 条第 1 項）。

これは、書面では十分に意を尽くせなかった審査請求人又は参加人に、口頭で意見を陳述することによって内容を補完する機会を付与し、その権利・利益を保障しようとするもので、書面審理主義の例外として位置づけられています。

また、充実した審理とするため、口頭意見陳述に際し、審査請求人、参加人のほか支部長（処分庁の職員）も招集されることとなり、申立てを行った審査請求人又は参加人は支部審査会の許可を得て、支部長（処分庁の職員）に対し質問を発することができます。

支部審査会は、審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申立てがあった場合には、審査請求人と日程を調整し、審査請求人に文書で開催日時を通知しています。

なお、口頭意見陳述には、委員、参与、審査請求人、参加人及び支部長（処分庁の職員）のほか書記及び速記者が出席します。

### エ 審理手続の終結

支部審査会は、必要な審理を終えたと認めるときは、事案に対する審理手続が終結したことを委員の間で確認し、審査請求人、参加人及び支部長にその旨を通知することとなります。

### オ 支部審査会による裁決書審理

後述の「7 裁決」を参照

## 7 裁 決

### (1) 裁決の種類

裁決は、支部審査会の判断により、「却下」・「棄却」・「取消し（全部、一部）」の3種類に区分されます。

### (2) 却下の裁決

却下の裁決は、審査請求が①法定期間経過後になされたものであるとき、②処分が存在しないとき、③審査請求の利益がなくなっているとき、④審査請求の対象外の事項であるとき、⑤審査請求をする資格のない者がしたとき、⑥補正命令に応じなかったとき、に行われる本案の審理を拒絶する判断です（行服法第45条第1項）。

### (3) 棄却の裁決

棄却の裁決は、支部審査会が審理の結果、処分についての審査請求が支部長が行った処分を取り消す理由とは認められないと判断したときに行われます。すなわち、原処分を是認する判断となります（行服法第45条第2項）。

なお、処分が違法又は不当ではあっても、当該審査請求を認容することが公共の福祉に適合しないと判断される場合は、棄却の裁決ができるとされ、この場合、支部審査会は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければなりません（行服法第45条第3項）。

### (4) 取消し（認容）の裁決

取消し（認容）の裁決は、支部審査会が審理の結果、支部長が行った決定についての審査請求に理由があるとき、すなわち、当該処分を取り消す理由が認められると判断したときに行われ、裁決で支部長がした処分の全部又は一部を取り消し、又は変更します（行服法第46条）。

なお、支部審査会は、法により設置された「第三者的審査機関」であり、支部長の上級行政庁ではないことから、自らが新たな補償に関する決定（変更）を行うことはできません（行服法第46条第1項ただし書）。

### (5) 裁決の方式及び効力

裁決は、支部審査会委員の合意による裁決書により行われます（行服法第50条第1項。法第54条第3項。第55条第3項）。

裁決は、審査請求人に裁決書（謄本）を送達することによって、その効力が生じます（行服法第51条第1項、第2項）。

裁決は、裁決書（謄本）が送達を受けるべき者に送付され、その者が知り得べき状態に置かれたときに送達されたものとされ、通常は配達証明付郵便の配達日がこれに当たります。

支部審査会においては、裁決書（謄本）は、配達証明付郵便により送付しています。

また、裁決書（謄本）は、参加人及び支部長（処分庁）に対しても、送付されます（行服法第51条第4項）。

### (6) 裁決の拘束力

裁決は、認定及び補償に関する決定（処分）を行った支部長を拘束します（行服法第52条第1項）。

原処分が支部審査会の裁決で取り消された場合、支部長は、その裁決の趣旨に従い、改めて補償に関する決定をしなければなりません（行服法第52条第2項）。

## 8 審査請求の効果

審査請求は、時効の中断に関しては裁判上の請求とみなされます（法第51条第4項）。したがって、審査請求をした場合は、補償を受ける権利の消滅時効は、中断します。

中断した時効は、判決が確定したときから新たに進行します（民法第157条）。ただし、審査請求の却下の判決又は取下げがあった場合は、時効中断の効力は生じません（民法第149条）。

なお、審査請求が提出されても、処分 of 効力、処分の執行又は手続の続行は妨げられません（行服法第25条第1項）。

### 【注意】民法の規定に基づく時効の「中断」について

「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が平成29年5月26日に可決成立し、同年6月2日に公布されました。施行は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日ですが、施行後は、時効の「中断」の用語は使われなくなり、時効の「完成猶予」時効の「更新」という概念に再構成されることとなりますので注意が必要です。（法第51条第4項における時効の「中断」についても、同様の改正となる予定です。）

## 第3 本部審査会に対する再審査請求

### 1 再審査請求の根拠と審査機関

支部審査会の判決に不服がある審査請求人は、さらに本部審査会に対して再審査請求をすることができます（法第51条第2項）。

本部審査会は、学識経験を有する者のうちから、基金の理事長が委嘱した委員6人をもって組織され、会長は委員の互選により決定されます（法第53条第1項、第2項、第5項）。

なお、本部審査会は、審理の迅速化等を図るため、審査会運営に2部制を採用し、委員を3人ずつの2合議体に分けて事案審理をするとされています（法第53条の2）。

### 2 再審査請求の対象

本部審査会に再審査請求をすることができる処分は、①支部審査会の棄却の判決に係る支部長がした補償に関する決定、②支部審査会の却下の判決及び棄却の判決です（法第51条第2項、行服法第6条第1項第1号、第2項）。

再審査請求をすることができる者は、支部審査会の判決に係る審査請求人又は承継人です（法第51条第2項、行服法第6条第1項、第15条第1項、第66条）。

### 3 再審査請求手続と審理手続

再審査請求期間は、審査請求期間が3か月以内であるのに対し、審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して、1か月以内とされています（行服法第62条）。

本部審査会は、再審査請求を受理したときは、支部審査会に対して判決書の送付を求められます（行服法第63条）。

また、審査請求している者は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査

会による裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができます（この場合、支部審査会は棄却したものとみなされるため、審査請求に対する裁決は行われません（P. 311 の 1 基金における不服申立て参照））。

その他の審理手続は、弁明書、反論書等の書面による主張のやりとりがないこと以外は、おおむね支部審査会の審理手続と同様です（行服法第 66 条）。

## 第 4 訴訟の提起

### 1 訴訟提起の対象となる処分等

裁判所に取消訴訟を提起できる対象となる処分等とは、支部審査会に対して行った審査請求に係る支部長の補償に関する決定、支部審査会の裁決又は本部審査会の裁決です（法第 56 条、行訴法第 3 条第 2 項、第 3 項、第 8 条第 1 項ただし書）。

### 2 訴訟を提起できる者及び取消理由の制限

上記の決定又は裁決を不服としてその取消しを求めて訴訟を提起できる者は、当該決定又は裁決の取消しを求めることについて法律上の利益を有する者に限られます（行訴法第 9 条）。

したがって、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由としてその取消しを求める訴訟を提起することはできません（行訴法第 10 条第 1 項）。

また、行訴法は、第 10 条第 2 項で「処分（法の場合では、支部長の補償に関する決定。以下同じ。）の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。」と規定しています。

なお、行訴法第 9 条の規定及び行服法第 52 条の規定（P. 318 の(6)裁決の拘束力参照）で明らかなように、取消しの裁決を受けた支部長は当該取消裁決について訴訟を提起することはできません。

### 3 出訴期間

審査請求人が裁決を不服として取消訴訟を提起する場合は、正当な理由があるときを除き、支部審査会又は本部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません（行訴法第 14 条第 3 項、第 7 条、民事訴訟法第 95 条第 1 項、民法第 140 条）。

ただし、審査請求した日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することが可能です（この場合、審査請求を棄却したものとみなされないため、支部審査会における審査が継続されます（P. 311 の 1 基金における不服申立て参照）（行訴法第 8 条第 2 項第 1 号））。

また、再審査請求をした場合には、審査会の裁決を経る前にも同様に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

### 4 管轄裁判所

取消訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属します（定款第 2 条、行訴法第 12 条第 1 項、裁判所法第 24 条、第 33 条第 1 項）。

## 第5 福祉事業の決定に対する不服の申出

福祉事業に関する支部長の決定は、福祉事業の実施が補償のように法定の権利として認められていないため、行政処分には該当せず、行政不服審査制度による審査請求をすることはできません。しかし、福祉事業の権利的運用という状況を考慮すれば、受益者の保護と実施機関における公正、迅速な実施の確保は図られなければなりません。

このような観点から、支部長の福祉事業の決定についての不服の申出があった場合には、理事長通知（昭51.6.10付地基審第30号）にその取扱いが定められています。

福祉事業に対する不服の申出は、行服法による不服申立てではありませんが、不服申立てに近い制度として取り扱われています。

### 1 不服の申出

福祉事業の決定に対する不服の申出は、福祉事業の決定に不服のある者が当該決定を行った支部長に対して行うことができます。

この申出は、支部長が行った福祉事業の決定を、職権で変更又は取り消すことを求めるものであって、申出に対して支部長が決定又は裁定をすることを求めるものではありません。

#### (1) 申出ができる者

この申出ができる者は、福祉事業の決定に不服のある者であり、具体的には、その決定を受けた者のみです。

#### (2) 申出の対象となる事項

具体的には、福祉事業の不支給、金銭給付に係る福祉事業の金額、アフターケアの実施におけるその範囲等の決定となります。

#### (3) 申出の期間

福祉事業の決定は、行政処分ではないため、申出についての特段の期間的制限はありません。

### 2 申出の方式

申出は、申出をする者の氏名及び住所並びに申出の趣旨・理由及び年月日等を記載し、押印した書面を提出します。

(1) 申出は、紛議を避けるため、書面によることとされています。

#### (2) 申出書の記載事項

- ・ 申出者の氏名、住所、被災職員との続柄又は関係
- ・ 被災職員の被災当時の所属部名及び職名
- ・ 福祉事業の決定の要旨及び通知の年月日
- ・ 申出の趣旨及び理由
- ・ 申出の年月日

申出書の記載事項について、支部長が自ら補正できないものについては、適宜補正を求めるべきであるとされています。

(3) 申出は、代理人によってすることもできますが、この場合には、代理人の資格及び代理権の範囲について、書面で証明を求めておくべきであるとされています。

### 3 申出の審査

申出の審査は、書面によります。ただし、申出者の申立てがあったときは、支部長は、申出者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとされています。

(1) 審査は、簡易迅速を旨として、書面審査とされています。したがって、審査は公開されていません。

申立てにより、口頭で意見を述べる機会を与えることとしているのは、申出者に申出の趣旨及び理由を口頭で説明させる機会を与えることによってこれらを明確にしようとするものです。

(2) 支部長は、審査のため、必要があれば、申出者、その他の関係者の協力を得て、これらの者に質問をし、報告を求め、証拠書類の提出を求め、又は実地調査を行うことができます。

(3) 申出の性質上、審査の機関は設けていません。

### 4 申出の審査の結果の措置

(1) 支部長は、申出に理由がないと認めるときは、その旨及び理由を書面で申出者に通知します。

これは、申出の却下又は棄却の処分ではなく、既になされた福祉事業の決定を事実上確認するというものです。したがって、この行為について、更に不服の申出をすることはできません。

(2) 支部長は、申出に理由があると認めるときは、その申出に関し適切な措置をとります。

適切な措置とは、申出に係る福祉事業について、既にされた決定の変更又は取消しであって、福祉事業について新たに決定を行い、決定通知書によって申出者に通知することになります。

通知書には、既にされた決定を取り消す旨、その他新旧の決定の関係や所要の調整措置の内容等が記載されます。

なお、この新たな決定については、更に不服の申出をすることができます。

(3) 申出は、支部長にその権限の属する福祉事業の決定に関して、処理の適否を見直させるという意味のものであり、見直しの結果、申出者が主張していない事項について不当な点が見出されて、新たな決定が申出者にとって不利なものとなっても、やむを得ないものであって、いわゆる不告不理の原則・不利益変更の禁止は、適用されません。

### 5 その他

(1) 支部長は、福祉事業の決定の通知をするに当たっては、当該福祉事業の決定通知書の枠外下方に、福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出ができる旨を付記し、通知します。

この付記は、福祉事業の決定に不服があれば申出ができることを示し、申出の活用を図らせるために行うものであって、行服法による教示ではありません。

(2) 支部長は、申出があったときは、直ちに書面で理事長に報告し、申出の審査の結果の措置についても、書面で理事長に報告しなければならないとされています。

申出の報告は、申出書の写し、既になされた福祉事業の決定の概要を記載した書類を添付し、措置状況の報告に際しては、申出に理由があるときの新たな決定通知書の写し、申出に理由がないときの申出者に対する通知書の写しを添付することとされています。

審 査 請 求 書

平成 年 月 日

地方公務員災害補償基金

東京都支部審査会会長 殿

審査請求人

印

次のとおり審査請求します。

1 審査請求人の住所又は居所、氏名

住所又は居所：(〒 )

氏 名：

2 審査請求に係る処分

地方公務員災害補償基金東京都支部長が平成 年 月 日付けで行った（別添支部長の処分通知書（写し）記載の処分名を記載する。）

3 審査請求に係る処分があったことを知った日

平成 年 月 日

4 審査請求の趣旨及び理由

(1) 趣 旨

「上記2に記載した処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 理 由

理由は、別紙のとおり（別紙に詳細に記入する。）

5 処分庁の教示の有無

別添支部長の処分通知書（写し）記載のとおり教示がありました。

6 添付書類

(1) 処分通知書（写し）

(2) その他

※ A4判（本紙と同形）で、それぞれに押印したものを2部作成し提出してください。  
添付書類も2部提出してください。

審 査 請 求 書

平成 年 月 日

地方公務員災害補償基金  
東京都支部審査会会長 殿

代 理 人 印

次のとおり審査請求します。

- 1 審査請求人の住所又は居所、氏名  
住所又は居所：(〒 )  
氏 名：  
代理人の住所又は居所、氏名  
住所又は居所：(〒 )  
氏 名：  
審査請求人との関係：
- 2 審査請求に係る処分  
地方公務員災害補償基金東京都支部長が平成 年 月 日付けで行った（別添支部長の処分通知書（写し）記載の処分名を記載する。）
- 3 審査請求に係る処分があったことを知った日  
平成 年 月 日
- 4 審査請求の趣旨及び理由
  - (1) 趣 旨  
「上記2に記載した処分を取り消す」との裁決を求める。
  - (2) 理 由  
理由は、別紙のとおり（別紙に詳細に記入する。）
- 5 処分庁の教示の有無  
別添支部長の処分通知書（写し）記載のとおり教示がありました。
- 6 添付書類
  - (1) 委任状
  - (2) 処分通知書（写し）
  - (3) その他

※ 本様式は代理人による審査請求の場合です。次頁の「委任状」が必要になります。

A4判（本紙と同形）で、それぞれに押印したものを2部作成し提出してください。添付書類（委任状は1部）も2部提出してください。

委 任 状

住所又は居所：（〒            ）

氏名：

審査請求人との関係 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

地方公務員災害補償基金東京都支部長が平成    年    月    日付けで私に対して行った「    ○    ○    ○    ○    」について、地方公務員災害補償基金東京都支部審査会に対して審査請求をすることに関する一切の事項

平成    年    月    日

〇〇区(市町村)〇〇町 丁目 番 号

審査請求人

印

(留意事項)

- 1 上記「〇〇〇」の部分は、例えば、「腰椎捻挫を公務外の災害と認定した処分」というように、審査請求人がその取消しを求めようとする支部長のした処分を具体的に記入します。
- 2 委任年月日は、必ず審査請求年月日と同日かそれ以前の日付とします。なお、委任年月日が審査請求年月日以降となる場合は、その日から代理人としての効果が生じることとなります。